

平成25年度第3回 独立行政法人労働者健康福祉機構契約監視委員会〔概要〕

開催日時	平成25年12月19日（木）13：45～15：45
場 所	労働者健康福祉機構本部 会議室
委 員	田極春美（三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）主任研究員） 山本 勲（慶應義塾大学商学部准教授） 海野哲也（独立行政法人労働者健康福祉機構監事） 東海直文（独立行政法人労働者健康福祉機構監事（非常勤））
審議対象	1. 平成25年8月から10月までに締結した競争性のない随意契約の点検・見直し 2. 平成25年8月から10月までに締結した一者応札・応募の契約の点検・見直し 3. 平成25年8月から10月までに締結した契約のうち2か年度連続一者応札・応募案件に係る点検・見直し 4. 平成25年度第4四半期に係る調達予定案件の事前点検
議事概要	1. 担当部局から、審議に当たっての事前説明を行い、委員会における審議方法について了承を得た。 （1）審議対象 ・平成25年8月から10月までに締結した契約354件のうち ① 競争性のない随意契約であったもの 17件 ② 一者応札・応募であったもの 65件 ③ 記②のうち、2か年度連続一者応札応募であったもの 15件 ・平成25年度第4四半期調達予定 74件 （2）選定方法 ①審議案件の選定委員である竹内委員により審議対象別に説明案件を事前選定 ②契約監視委員会事務局から選定に際してのポイントを説明（全会一致で了承） （3）選定ポイント - イ 競争性のない随意契約については、「随意契約によらざるを得ない」案件を改めて検証する観点から、次の①から③の基準により選定 ①過去の契約監視委員会において「随意契約によらざるを得ない」と判断された契約を除いたもの（調達内容が類似しているものについては代表例を選定） ②コスト削減の余地があるものとして、契約金額が高額なもの ③事前選定の場において、契約案件リストから選定委員により任意に抽出されたもの - ロ 一者応札・応募については、一般競争入札の趣旨である経済的効果を望める観点から、次の①から③の基準により選定

	①コスト削減の余地があるものとして、契約金額が高額なもの ②落札率が100%又は100%に近いもの ③事前選定の場において、契約案件リストから選定委員により任意に抽出されたもの ハ 2か年度連続一者応札・応募については、一者応札・応募に係る点検であることから、上記ロと同様の基準により選定 二 調達予定案件に係る事前点検については、公募案件及び前回一者応札・一者応募の一般競争案件 2. 審議案件（別紙参照） （1）競争性のない随意契約（3件） ①仮想サーバーリモートアクセス環境構築（千葉労災病院） ②ショックウェーブコイル交換（中国労災病院） ③中空糸膜ユニット交換工事（中国労災病院） （2）一者応札・応募（5件） ①病院情報システム一式（その内保守・LAN工事）（秋田労災病院） ②内視鏡システムVPP契約（4病院の契約をまとめて審議） （3）2か年度連続一者応札・応募（2件） ①受変電設備点検業務（東京労災病院） ②便座除菌クリーナー（横浜労災病院） （4）調達予定案件（契約方式について10件） ①公募予定（9件） ・ 血圧脈波検査装置（青森労災病院）ほか ②一般総合（1件） ・ 患者監視装置（長崎労災病院）
--	---

審議概要	3. 主な審議内容（○委員 ●担当部局） （１）競争性のない随意契約 ①仮想サーバーリモートアクセス環境構築 ● 千葉労災病院では増改築工事に伴い、複数のシステムを共有サーバーで一元管理できる仮想サーバーを発注していた。本業務は、仮想サーバーを遠隔でもメンテナンスを可能とする追加機能であり、仮想サーバーが納品される前に本業務の必要性が認められたもの。 ● 新病院が完成するまでの間に完了する必要があったため仮想サーバーが納品されるのと並行して他の業者が本業務を行うことは困難であることから随意契約としている。 ○ 当初の契約において、必要な機能を想定してから入札にかけると避けられたケースである。 ②ショックウェーブコイル交換 ● 体内の結石の治療に用いられる体外衝撃波結石破碎装置の交換部品である。 ● 機器本体は平成 19 年に整備しており、その契約において、保守は 2 年間無償とし、その後 4 年間は契約を更新する条項があり、部品交換が生じた場合は 10 万円の免責が設定されている。 免責を超える部分であったが、改めて入札を行うのは不適当と判断し、随意契約とした。 ○ 原契約の条項から随意契約になったことについてはやむを得ない。しかし、価格の検証については他の労災病院でも同様のケースが考えられるので情報収集すること。 ③中空糸膜ユニット交換工事 ● 中空糸膜ユニットは排水をろ過して水洗トイレなどの雑用水として再利用するための中水設備に用いる部品である。一時運転を停止していたが、検討の結果、再稼動を決めたものである。 ● 当該業者は中水設備の設置業者でもあり、早期に再稼動した方が水道料の節約となることから随意契約とした。 ○ 事前に当該工事の必要性の検証を行って適正に競争入札を行うべきであった案件である。 （２）一者応札・応募 ①病院情報システム一式 ● 既存システムを更新するためのもので、新規業者となっ
------	--

た場合、データ移行する費用が発生する。更に、機構独自の帳票作成が必要で新規業者には不利となるため一者応募となった。

- 入札の参加要件で県内 300 床以上の 2 施設以上の納入実績を求めているが、県内に限定しなければならない必然性はあるか。また、労災病院において 5 施設の稼働実績があることに拘る必要もないのではないか。
- 仕様書の参加要件については複数応札が可能となるよう必要最小限とするべきである。

②内視鏡システム V P P 契約（4 病院の契約をまとめて審議）

- V P P 契約は、内視鏡システムの症例単価後払い方式というもので、契約総金額に対して 5 年間分の予定症例数から 1 症例あたり単価を算出し、収益を上げた分だけ単価に応じて支払いをするというものである。
- 資金繰りに影響を受けないことから各施設が導入を進めている。
故障した場合の対応についても優先的に部品交換をすることや代替品の保証も行っており安定的に内視鏡システムを維持できるものである。
- 各施設の契約状況はほぼ同じで、V P P 契約が前提の仕様書となっているため、一者がに限定される原因となっている。
- V P P 契約できる業者が一社だけであれば、公募の件名には「V P P」という名前は使用しない方がよい。
- この方法は、他になく、やむを得ないケースである。

（３）２か年度連続一者応札・応募

①受変電設備点検業務

- 病院内に設置している高圧変電設備の外観点検、清掃、漏電検査等を行う業務である。第三種電気主任技術者の資格を有する 20 名以上技術者で半日程度の時間で行う業務である。
- 一時的に大人数の技術者の確保が難しいということ及び、作業経験のある業者の方が有利であり、責任ある業務のため敬遠されがちな分野である。
- 公募公告期間の見直しあるいは契約方式の見直しを検討して 2 か年連続がこれ以上続かないように工夫すること。

	②便座除菌クリーナー ● 病院内トイレに設置している除菌剤を吐出する装置の定期点検と除菌剤を補充する業務である。 ● 入札参加資格において「物品の販売」としていたが、「役務の提供」の資格を有する業者が参加できなかったことが判明した。 ○ 入札参加資格において「物品の販売」だけでなく、「物品の販売」、「役務の提供」いずれかで可能とすること。 (4) 調達予定案件 ①血圧脈波検査装置ほか、公募を予定する9件 ● 公募を予定する9件のいずれも、業者が限定されることが予測されることから、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施するものである。 ○ 公募を実施することは妥当と考える。 ②患者監視装置 ● 親機（セントラルモニター）との互換性があれば他メーカー機器でも可とする仕様書の見直しや、公告期間を10日から20日に延長し複数応札を目指す。 ○ 入札、契約条件等の改善は妥当である。 (以上)
--	---